

## 保険金について

### 保険金額から控除されるもの

#### ■ 公的給付控除

ご契約時に公的給付控除のあるプランを選択いただいている場合には、ご契約時に定められている支払の基準となる支払基礎所得額から、以下の給付の合計額を所定の方法により控除して支払金額を決定します。

#### 控除される公的給付

- ◆傷病手当金（健康保険等）
- ◆障害基礎年金・障害厚生年金（国民年金・厚生年金保険等）
- ◆休業補償給付・休業給付・傷病補償年金・傷病年金・障害補償年金・障害補償一時金・障害年金・障害一時金（労働者災害補償保険・船員保険等）
- ◆日本国外の法令により支給される休業補償給付または傷病・障害に対する一時金・年金等

### 保険金額の調整

#### ■ 平均月間所得額

ご契約の保険金支払額が、就業障害開始の日の属する月より前12ヶ月間の所得の平均額をこえる場合、保険金額を調整してお支払いします。

#### ■ 他の所得補償保険契約

LTDまたは所得補償保険契約等で、保険金支払の対象となるものがある場合には、支払保険金の金額を調整してお支払いします。

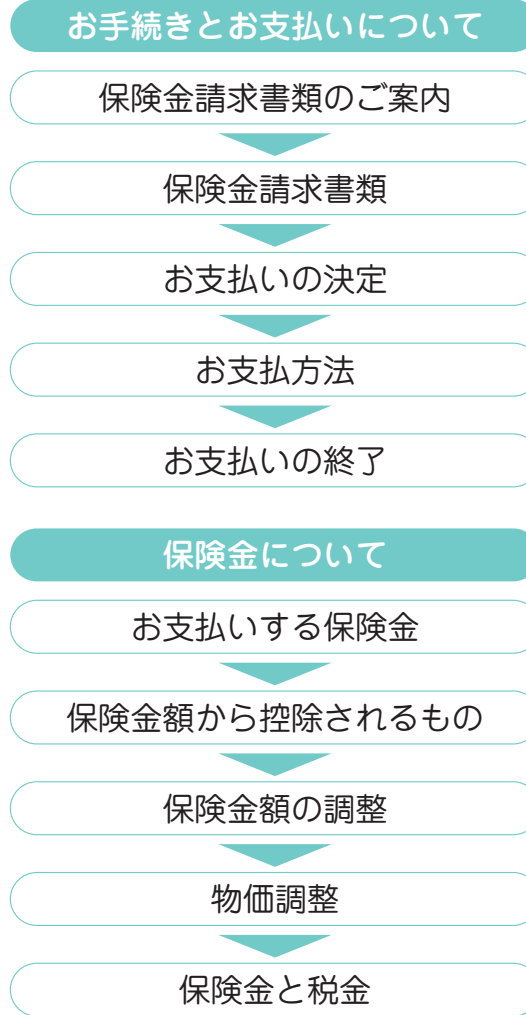
### 物価調整

ご契約で物価調整を選択いただいている場合には、物価上昇率〔総務省統計局発表（全国総合）〕をもとに物価の上昇に合わせてお支払い額を決定します。（物価調整は、就業障害開始後1年を経過する毎に調整します。）

### 保険金と税金

お支払いする保険金は課税の対象となりません。

このパンフレットでは、保険金のご請求手続きについて次の順番でご紹介しています。



◆保険会社への苦情・ご相談は、下記へご連絡ください。

日立キャピタル損害保険株式会社 お客様相談室

☎ 0120-815-366

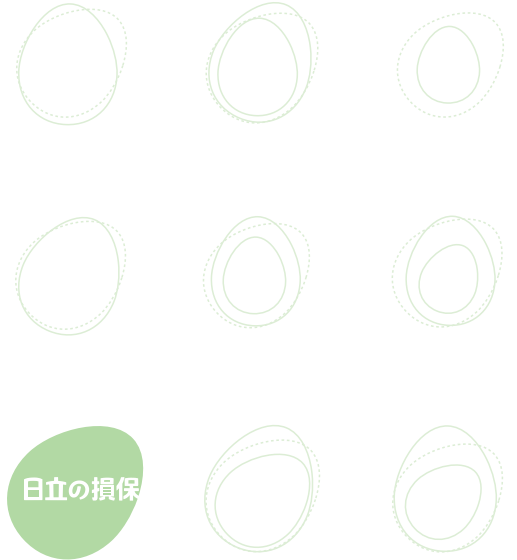
受付時間：平日9:00～17:00（土日祝日を除く）

◆保険会社との間で問題を解決できない場合には、(財)日本損害保険協会の「そんがいがい保険相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

☎ 0120-107-808

受付時間：平日9:00～18:00（土日祝日を除く）

\*携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。



日立の損保

LTD

ご加入者向け  
保険金請求プロセスのご案内

[www.hitachi-ins.co.jp](http://www.hitachi-ins.co.jp)

事故のご連絡・お問い合わせ先

日立キャピタル  
HITACHI

■受付時間（平日午前9時より午後5時まで）フリーダイヤル

☎ 0120-767-505

日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-1-4 大手町建物麹町ビル

Tel:03-5276-9069 Fax:03-5276-0098

URL <http://www.hitachi-ins.co.jp>

このご案内は、損害保険をご契約いただいている皆さまが、万一の事故に遭われたときに、保険金をお受け取りいただくにあたり、知っておいていただきたい基本的なことをまとめたものです。日立キャピタル損害保険株式会社のホームページ（<http://www.hitachi-ins.co.jp>）でもご覧いただくことができます。

## 手続きとお支払いについて

### 保険金請求書類のご案内

保険金請求時にご提出いただく書類は、契約内容、傷病の状況により異なります。ご報告いただいた保険事故の内容に合わせて、保険金請求書類をご案内します。

### 保険金請求書類

#### ■ ご記入いただく方

所定の保険金請求書類をご記入いただく方は、請求者（ご本人）、主治医、ご勤務先の人事給与担当者・直属の上司の方等になります。詳しくは別紙の「LTD保険金請求の方法について」をご覧ください。

#### ■ 保険事故内容の確認

弊社担当者または弊社の業務委託会社の担当者がお伺いすることもありますので、ご理解のうえ、ご協力ください。また、お客様の同意を得て治療内容などを医療機関に照会することがあります。

#### ■ 請求時費用の負担

診断書料等の費用は、請求者ご本人の負担となります。ご提出いただく診断書は原則就業障害発生時より入・通院されている全ての主治医よりご提出いただきます。

### お支払いの決定

#### ご案内は弊社担当者が行います。

免責期間が終了し、保険金請求書類を提出いただいてから、原則30日以内に保険金が支払われます。てん補期間中の就業障害である期間が1ヶ月以上継続する場合、原則1ヶ月単位でお支払いします（1ヶ月に満たない場合は1ヶ月を30日とした日割計算を行います）。また、毎月のお支払は弊社担当者が状況を確認しながら手続きを行います。ご契約内容、傷病の状況により異なりますが、診断書等請求に必要な書類を再度提出していただくことがありますのでご了承ください。

#### ご連絡ください。

病院を変更する、連絡先が変わる、復職（一部復職も含む）をする等、保険金支払に関することから変更がある場合は、お手数ながら弊社担当者までご連絡ください。

### お支払方法

ご指定いただいた口座（請求者ご本人名義）に振込みの手続きをします。事故の内容によっては保険金が支払われない場合があります。このような場合には、弊社から、その理由について説明を行います。

### お支払いの終了

ご契約で定められている就業障害の状態が終了したとき、またはてん補期間（お支払いの限度期間）が終了したときは、保険金のお支払いを終了します。なお、てん補期間は、ご契約内容、特約条項などにより異なりますので、お手持ちの証券または加入者証でご確認ください。

## 保険金について

### お支払いする保険金

お支払いする保険金の額は、ご契約内容により異なります。以下は保険金額を算出する際に使用される用語の説明です。ご契約内容や保険金額についての詳細は、お手持ちの証券または加入者証をご覧ください。

ご不明な点は団体のご担当者、担当代理店、もしくは弊社担当者までご照会ください。

支払基礎所得額：保険金の算出の基礎となる金額。

所得喪失率：就業障害開始前の所得に対する回復後の所得の割合。

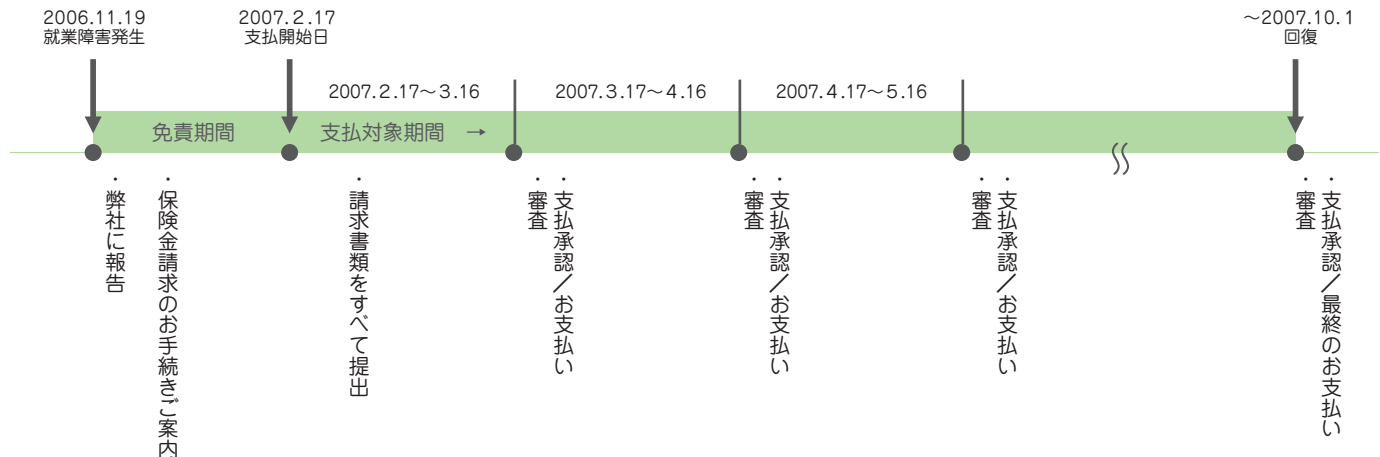
約定給付率：支払基礎所得額にかける一定の率。

最高保険金支払月額：1ヶ月あたりの保険金支払いの最高限度となる金額。

## 保険金請求の流れ（イメージ）

LTDは病気やケガが原因で働けない状態（就業障害の状態※a）が免責期間※bを超えて継続した場合に、ご契約で定められた保険金をお支払いする保険です。保険金のお支払いに際しては、ご傷病の状況の他にお仕事の内容などを確認します。

（例）2006年11月19日に就業障害が発生、2007年10月1日に復職。  
契約上定める免責期間：90日の場合。



※a 就業障害：病気やケガにより就業に支障が生じている契約上の所定の状態。

※b 免責期間：この期間は保険金お支払いの対象となりません。